

ふるさとと融資概念図

ふるさとと融資

地方債

利子の75%は地方交付税措置

原資

地方公共団体
(貸付団体)

貸付対象費用から補助金を控除した額の50%以内（過疎地域、定住自立圏、東日本大震災被災地域等60%以内）

民間金融機関等借入金

A
銀行

B
信金

C
公庫

自己資金・補助金

ふるさとと財団

総合的な調査・検討
貸付実行・償還に係る事務の受託

法人格を有する民間事業者

貸付対象事業の要件

- 地域振興・活性化に資する事業
- 公益性・事業採算性等
- 融資下限額：1百万円以上
- 用地取得費は1/3を限度に算入可

無利子

5年以上20年以内
(据置期間5年以内)

対象外事業

- 第三者に売却または分譲予定施設
- 風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

<新規雇用>

- 都道府県・指定都市からの融資：5人以上
- (再生可能エネルギー電気事業、市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業の特例：1人以上)
- 市町村からの融資：1人以上

民間金融機関の連帯保証

(地方公共団体が保証料の補助を行う場合、補助額の75%を地方交付税措置)